

## 福井県立大学学生表彰要領

平成20年2月7日

公立大学法人福井県立大学規程第10号

(趣旨)

**第1条** この要領は、福井県立大学学則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第59号）第67条の規定に基づき、福井県立大学の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

**第2条** 表彰は、学生（学生の団体を含む。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うことができる。

(1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの

- イ 国際的規模または全国的規模の学会から特に高い評価を受けたもの
- ロ その他学術研究活動において特に高い評価を受けたもの

(2) 課外活動を目的とする団体（福井県立大学学生生活規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第72号）第17条の規定により創立された団体に限る。）の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの

- イ 全国的規模または地区的規模の競技会、公演会、展覧会等において特に優秀な成績を修めたもの
- ロ その他課外活動において特に高い評価を受けたもの

(3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの

- イ ボランティア活動等において、社会的に特に高い評価を受けたもの
- ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、社会的に特に高い評価を受けたもの
- ハ その他、地域活動・社会活動において特に高い評価を受けたもの

(4) 卒業または修了時において、次のいずれかに該当すると認められるもの

- イ 特に優れた学業成績
- ロ 特に優れた学位論文

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に顕著な功績を挙げ、本学の名誉を高めたと認められるもの

2 前項に掲げる活動に準ずるものについて、別に定めるところにより、賞を授与することができる。

(表彰候補者の推薦)

**第3条** 職員は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生（以下「該当学生」という。）がある場合は、表彰候補者として学長に推薦することができる。

2 学長は、自ら適当と認める該当学生を表彰候補者とすることができる。

(被表彰者の決定)

**第4条** 学長は、前条に規定する表彰候補者について、教育研究審議会の議を経て、表彰の適否を決定するものとする。

(表彰の方法)

**第5条** 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 学長は、前項の表彰状に添えて、賞金または賞品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

**第6条** 学長は、該当する活動があった後速やかに表彰を行うものとする。

(雑則)

**第7条** この要領に定めるもののほか、学生の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

この要領は、平成20年2月7日から施行し、平成19年度以後に行われた学生の活動から適用する。

#### **附 則**

この要領は、平成30年3月16日から施行し、平成29年度以後に行われた学生の活動から適用する。

#### **附 則**

この要領は、令和3年5月12日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、令和6年7月16日から施行する。